

S43.11.27

昭和40(オ)417

実際の判決書（決定書）	ウェブサイト	頁	行
<u>未</u> だこれをなし得ない、	<u>忝</u> だこれをなし得ない、	1	19
所有に <u>属</u> する	所有に <u>寓</u> する	3	9
不利益 <u>な</u> 取扱いを	不利益 <u>を</u> 取扱いを	3	13
承認 <u>せ</u> ざるを得なかった	承認 <u>ぜ</u> ざるを得なかった	3	16
憲法二九条三項	憲法二九条 <u>山</u> 三項	3	22